

巡回健診等の反復継続等の考え方について

巡回健診等を実施するに当たって、移動健診等施設以外を利用する場合は、「定期的に反覆継続（おおむね週二回以上）して行われることのないもの、又は一定地点での継続（おおむね三日以上）して行われることのないもの」に該当する場合には、診療所の開設手続を要しないとされています。

以下に水戸市における反復継続等の考え方をお示ししますので、巡回健診等実施計画書を提出される際にはご注意ください。

<注意事項>

- ・水戸市においては、1週間とは「日曜日から土曜日まで」、継続とは「連続した日だけでなく、同一の週である場合は継続」として取扱います。
- ・この取扱いは、同一の巡回健診等の実施場所について適用します。（異なる実施場所同士では適用しません）
- ・水戸市外においては取り扱いが変わる場合がありますので、事前に実施場所の保健所にご確認をお願いします。

反復継続等に該当しないと判断される例【週1日または継続2日以下】

事例1：毎週1日間での実施

	日	月	火	水	木	金	土
1週目		●					
2週目		●					
3週目		●					
4週目		●					

事例3：週2日実施の週はあるが、毎週でない場合（隔週など）

	日	月	火	水	木	金	土
1週目		●	●				
2週目		●					
3週目		●		●			
4週目		●					

事例2：異なる実施場所で週2日実施

	日	月	火	水	木	金	土
1週目		●	○				
2週目		●	○				
3週目		●	○				
4週目		●	○				

（※ ●と○は異なる実施場所）

事例4：週3日以上実施の週はあるが、異なる実施場所

	日	月	火	水	木	金	土
1週目		●	●	○	○		

（※ ●と○は異なる実施場所）

反復継続等に該当すると判断される例（開設手続きが必要）

事例1：週2日以上を定期的実施している

	日	月	火	水	木	金	土
1週目		●	●				
2週目		●	●				
3週目		●	●				
4週目		●	●				

事例2：週2日以上を定期的実施している

	日	月	火	水	木	金	土
1週目		●			●		
2週目				●		●	
3週目			●		●		
4週目			●			●	

事例3：一定地点において3日以上継続している

	日	月	火	水	木	金	土
1週目		●	●	●			

事例4：一定地点において3日以上継続している

	日	月	火	水	木	金	土
1週目		●		●		●	

事例5：一定地点において3日以上継続している（同じ週でなくても連続して実施している）

	日	月	火	水	木	金	土
1週目						●	●
2週目	●						